

兵庫県公報

令和2年11月27日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 昭和26年兵庫県告示第564号（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項等に該当する漁業の地方名称）の一部改正（水産課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容（同）	2
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	34
○ 同 上（同）	34
○ 同 上（同）	36
○ 同 上（同）	36
○ 同 上（同）	39
○ 同 上（同）	39
○ 同 上（同）	40
○ 同 上（同）	40

告 示

兵庫県告示第1257号の2

昭和26年告示第564号（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項等に該当する漁業の地方名称）を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第7条の規定に基づき、同規則第2条第1項、第3条並びに第5条第1項及び第2項に該当する漁業の地方名称は、次のとおりである。

第2条第1項に該当するもの

1 小型機船底びき網漁業

- (1) 手繰第1種漁業
沖廻手繰網漁業
- (2) 手繰第2種漁業
こぎ網漁業
ちんこぎ網漁業
いかなごばち網漁業
なまここぎ網漁業
かきこぎ網漁業
- (3) 手繰第3種漁業
貝けた網漁業
えびけた網漁業

- そろばんこぎ網漁業
- 石こぎ網漁業
- まんが漁業
- (4) その他の小型機船底びき網漁業
 - 板びき網漁業
- 2 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業
 - いわし・いかなご船びき網漁業
 - さより船びき網漁業
- 3 五智網漁業
 - たい、はまち五智網漁業
 - たい、あじ五智網漁業
 - たい、あじ、かます五智網漁業
 - あじ五智網漁業
- 第3条第1項に該当するもの
 - 文鎮こぎ漁業
- 第5条第1項に該当するもの
 - 1 中型まき網漁業
 - いわし揚繰網漁業
 - 2 小型まき網漁業
 - いわし巾着網漁業
- 第5条第2項に該当するもの
 - 1 敷網漁業
 - 八田網漁業
 - いかなご込瀬網漁業
 - 張網漁業
 - 2 まき網漁業
 - (1) 中型まき網漁業
 - いわし揚繰網漁業
 - (2) 小型まき網漁業
 - いわし巾着網漁業



兵庫県告示第1257号の3

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2の1	別記3の1	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：3隻）	定めなし
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の1	周年				

手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の4	周年				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の5	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:39隻)	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の5	周年				
手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の6	周年				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の7	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:105隻)	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の7	周年				
手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業	別記1の2	2月5日から7月15日まで				
	別記1の8	3月1日から7月15日まで				
手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の9	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:43隻)	同上
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の9	周年				
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の9	周年				
手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業	別記1の2	2月5日から7月15日まで				
	別記1の8	3月1日から7月15日まで				
手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の10	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:24隻)	同上
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の10	周年				
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の10	周年				

手繰第1種漁業沖廻手繰網漁業	別記1の11	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:58隻)	同上
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の11	周年				
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の11	周年				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の12	10月20日から翌年5月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の13	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:12隻)	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の14	周年				
手繰第3種漁業えびけた網漁業	別記1の15	10月15日から翌年4月30日まで				
手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から11月20日まで				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の17	10月20日から翌年5月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の18	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:24隻)	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の19	周年				
手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から11月20日まで				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の17	10月20日から翌年5月31日まで				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の20	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の21	4月1日から12月31日まで				
	別記1の22	6月1日から12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の23	4月1日から10月20日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:25隻)	同上

手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の23	周年				
手繰第3種漁業貝けた網漁業	別記1の24	12月1日から翌年3月31日まで				
手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から11月20日まで				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の17	10月20日から翌年5月31日まで				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の25	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の26	4月1日から12月31日まで				
	別記1の27	6月1日から12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の28	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：244隻）	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の28	4月1日から10月20日まで				
手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から11月20日まで				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の29	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の30	4月1日から12月31日まで				
	別記1の31	6月1日から12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の32	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：48隻）	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の32	4月1日から10月20日まで				
手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業	別記1の16	4月1日から11月20日まで				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の33	10月20日から翌年4月30日まで				

その他の小型機船底 びき網漁業板びき網 漁業	別記1の 34	4月1日から 12月31日まで				
	別記1の 35	6月1日から 12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 36	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：47隻）	同上
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 36	周年				
手繰第3種漁業石こ ぎ網漁業	別記1の 37	1月1日から 3月31日まで				
	別記1の 38	周年				
手繰第3種漁業まん が網漁業	別記1の 38	12月1日から 翌年3月31日 まで				
その他の小型機船底 びき網漁業板びき網 漁業	別記1の 36	周年				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 39	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：34隻）	同上
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 39	周年				
その他の小型機船底 びき網漁業板びき網 漁業	別記1の 39	周年				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 40	周年	同上	同上		
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 40	周年			0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：10隻）	同上
手繰第2種漁業いか なごぱっち網漁業	別記1の 2及び3	2月5日から 7月15日まで				
その他の小型機船底 びき網漁業板びき網 漁業	別記1の 40	周年				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 41	周年	同上	同上		
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 41	周年			0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：73隻）	同上
手繰第2種漁業いか なごぱっち網漁業	別記1の 2及び3	2月5日から 7月15日まで				

その他の小型機船底 びき網漁業板びき網 漁業	別記1の 42	周年				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 43	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：33隻）	同上
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 43	周年				
手繰第2種漁業いか なごぱち網漁業	別記1の 2及び3	2月5日から 7月15日まで				
その他の小型機船底 びき網漁業板びき網 漁業	別記1の 44	周年				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 45	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：95隻）	同上
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 45	周年				
手繰第2種漁業いか なごぱち網漁業	別記1の 8	3月1日から 7月15日まで				
	別記1の 46	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
手繰第3種漁業石こ ぎ網漁業	別記1の 47	10月20日から 翌年5月31日 まで				
手繰第3種漁業まん が網漁業	別記1の 48	10月20日から 翌年4月30日 まで				
手繰第2種漁業こぎ 網漁業	別記1の 49	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：68隻）	同上
手繰第2種漁業ちん こぎ網漁業	別記1の 49	周年				
手繰第2種漁業いか なごぱち網漁業	別記1の 46	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
手繰第3種漁業石こ ぎ網漁業	別記1の 50	10月20日から 翌年5月31日 まで				

手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の51	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の52	4月1日から12月31日まで				
	別記1の53	6月1日から12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の49	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：13隻）	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の49	周年				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の50	10月20日から翌年5月31日まで				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の51	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の52	4月1日から12月31日まで				
	別記1の53	6月1日から12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の54	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：3隻）	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の54	周年				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の55	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の56	4月1日から12月31日まで				
	別記1の57	6月1日から12月31日まで				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の58	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：7隻）	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の58	周年				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の59	10月20日から翌年3月31日まで				

手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の55	10月20日から翌年4月30日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の56	4月1日から12月31日まで				
	別記1の57	6月1日から12月31日まで				
	別記1の60	周年				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の61	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:3隻)	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の61	周年				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の62	10月20日から翌年3月31日まで				
	別記1の63	周年				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の64	周年				
手繰第2種漁業こぎ網漁業	別記1の65	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:33隻)	同上
手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業	別記1の65	周年				
手繰第3種漁業石こぎ網漁業	別記1の65	周年				
手繰第3種漁業まんが網漁業	別記1の65	12月1日から翌年3月31日まで				
その他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業	別記1の65	周年				
手繰第2種漁業なまこぎ網漁業	別記1の66	12月1日から翌年2月末日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:10隻)	別記4
同上	別記1の67	11月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:13隻)	同上

同上	別記1の 68	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:3隻)	同上
同上	別記1の 69	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:2隻)	同上
同上	別記1の 70	12月1日から 翌年4月30日 まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の 71	12月1日から 翌年3月31日 まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の 72	11月1日から 翌年4月30日 まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の 73	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:10隻)	同上
同上	別記1の 74	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:2隻)	同上
同上	別記1の 75	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:7隻)	同上
同上	別記1の 76	12月1日から 翌年3月31日 まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の 77	3月1日から 4月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:17隻)	同上
同上	別記1の 78	12月1日から 12月31日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:9隻)	同上
同上	別記1の 79	3月1日から 4月30日まで 及び11月20日 から12月27日 まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:5隻)	同上
同上	別記1の 80	3月1日から 4月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:1隻)	同上

手繰第2種漁業かき こぎ網漁業	別記1の 81	1月5日から 4月30日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：2隻）	同上
同上	別記1の 82	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：3隻）	同上
手繰第3種漁業あさり 貝桁網漁業	別記1の 83	3月1日から 5月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：14隻）	同上
同上	別記1の 84	3月1日から 4月30日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：2隻）	同上
手繰第3種漁業石こ ぎ網漁業	別記1の 85	1月1日から 3月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：9隻）	定めな し
手繰第2種漁業自家 用餌料びき網漁業	別記1の 86	3月1日から 12月31日まで	別記2 の2	別記3 の2	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：1隻）	別記4

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港内を除く。神戸港第4突堤東南端より164度の線以西の神戸市海面
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。）
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。）
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。神戸港第4突堤東南端より164度の線以西の神戸市海面
- 6 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の5
- 7 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であつて、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 8 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。）
- 9 神戸市、明石市界と淡路市松帆崎を結ぶ線から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通す線までの海面。ただし、神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であつて、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 10 明石市古波止と淡路市江崎灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面

- 11 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面
- 12 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域
- 13 明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面
- 14 東播磨港旧二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）より播磨灘北航路第10号灯浮標を見通した線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面
- 15 明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 16 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 17 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 18 播磨町、加古川市界から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 19 東播磨港別府西防波堤灯台225度の線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面
- 20 播磨灘における禁止解除区域のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 21 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 22 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面
- 23 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面
- 24 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 25 東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 26 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 27 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面
- 28 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面
- 29 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 30 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 31 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面
- 32 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面
- 33 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。

- 34 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 35 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面
- 36 南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、南あわじ市諭鶴羽山頂と同市黒岩川（通称、吉野川）を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉崎と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面を除く。
- 37 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域、淡路市摩耶山頂と和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域を除く。
- 38 洲本市生石鼻から南あわじ市諭鶴羽山頂上より同市黒岩川（通称、吉野川）尻を見通した線までの海面
- 39 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面
- 40 洲本市成ヶ島北端から淡路市楠本までの海面
- 41 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面
- 42 洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面
- 43 淡路市志筑から同市室津までの海面
- 44 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面
- 45 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面
- 46 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。）
- 47 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 48 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 49 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面
- 50 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 51 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 52 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面
- 53 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 54 洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面
- 55 洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

- 56 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面
- 57 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち洲本市才崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 58 洲本市才崎から南あわじ市沼島までの海面
- 59 洲本市才崎から南あわじ市沼島までの海面。ただし、淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 60 紀伊水道における禁止解除区域のうち、南あわじ市福良釣島鼻から同市沼島以西の海面
- 61 南あわじ市雁来岬から同市沼島までの海面
- 62 南あわじ市雁来岬から同市丸山崎までの海面
- 63 南あわじ市沼島以西の兵庫県海面
- 64 南あわじ市釣島鼻から潮崎までの海面
- 65 紀伊水道における兵庫県海面
- 66 共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。
- 67 共第23号及び共第53号共同漁業権漁場
- 68 共第53号共同漁業権漁場
- 69 共第59号共同漁業権漁場
- 70 共第60号共同漁業権漁場
- 71 共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場
- 72 共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以東の海面
- 73 共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以西の海面
- 74 共第62号共同漁業権漁場
- 75 共第63、64、66号共同漁業権漁場
- 76 共第118号共同漁業権漁場の区域のうち、最大高潮時海岸線から750メートル以内の区域
- 77 共第125号共同漁業権漁場の区域
- 78 第131号共同漁業権漁場のうち、次のB点とイを結んだ線以南の区域
- B 洲本市五色町仏崎西端
- イ Bから292度1,000メートルの点
- 79 共第133号共同漁業権漁場の区域
- 80 共第134号共同漁業権漁場のうち鎧崎から270度の線以北の海面
- 81 たつの市地先の区第505、506号区画漁業権漁場の区域
- 82 相生市地先の区第508、509、510、511、512、522号区画漁業権漁場の区域
- 83 共第20号共同漁業権漁場
- 84 共第53号共同漁業権漁場のうち、最大高潮時海岸線における姫路市の形町、大塩町界から199度の線以東で、最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離以内の海域
- 85 神戸港第4突堤東南端より164度の方位線以東の兵庫県海面。但し、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 86 豊岡市及び美方郡香美町の地先海面
- 別記2 推進機関の馬力数
- 1 48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数
- 2 許可証に記載されている推進機関の馬力数
- 別記3 船舶の総トン数
- 1 5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数。ただし、許可証に記載されている

船舶の総トン数が5トン以上の場合、許可証に記載されている総トン数

2 10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数

別記4 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者、又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の4

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船びき網漁業につき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	別記3	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：4隻）	定めなし
同上	別記1の2	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：48隻）	同上
同上	別記1の3	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：22隻）	同上
同上	別記1の4	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上
同上	別記1の5	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：52隻）	同上
同上	別記1の6	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上
同上	別記1の7	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：6隻）	同上
同上	別記1の8	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：10隻）	同上
さより船びき網漁業	別記1の1	9月1日から翌年5月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：4隻）	別記4の1

同上	別記1の9	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:6隻)	同上
同上	別記1の2	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:22隻)	同上
同上	別記1の10	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の11	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:8隻)	同上
同上	別記1の12	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	別記4の1、2
同上	別記1の13	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の14	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:10隻)	別記4の1
同上	別記1の15	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	定めなし
同上	別記1の16	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	別記3の1
同上	別記1の17	10月1日から翌年5月31日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	別記4の1
同上	別記1の18	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:6隻)	同上
同上	別記1の19	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 3 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海

面

- 4 洲本市洲本港北防波堤から洲本市安乎町平安浦、淡路市里界に至る海面
- 5 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面
- 6 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面
- 7 南あわじ市門崎南横瀬と鳴門市中瀬灯標中心点を結んだ線以南、及び南あわじ市小浦の鼻と潮崎見通し線以西の兵庫県海面
- 8 南あわじ市潮崎と鳴門市大磯崎を結んだ線から、洲本市畑田川に至る兵庫県海面
- 9 神戸地先海面。ただし、神戸港防波堤内を除く。
- 10 たつの市御津町地先海面
- 11 相生市及び赤穂市坂越地先海面
- 12 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）
- 13 共第105号共同漁業権の区域
- 14 淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面
- 15 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面
- 16 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面
- 17 南あわじ市小浦の鼻から同市潮崎を見通す線以西の兵庫県海面
- 18 南あわじ市潮崎から洲本市畑田までの地先海面
- 19 洲本市、南あわじ市界から同市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 船舶の総トン数

5トン以上10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数

別記4 漁業を営む者の資格

- 1 瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者
- 2 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の5

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格

いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	別記3	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:54隻)	定めなし
同上	別記1の2	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の3	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:14隻)	同上
同上	別記1の4	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:178隻)	同上
同上	別記1の5	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上
同上	別記1の6	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上
同上	別記1の7	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:130隻)	同上
同上	別記1の8	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:88隻)	同上
同上	別記1の9	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記1の10	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:6隻)	同上
同上	別記1の11	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上
同上	別記1の12	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上
さより船びき網漁業	別記1の13	6月1日から11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:16隻)	同上
同上	別記1の14	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上

同上	別記1の15	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：14隻）	同上
同上	別記1の16	8月1日から翌年1月15日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：4隻）	同上
同上	別記1の17	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：70隻）	同上
同上	別記1の18	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：24隻）	同上
同上	別記1の19	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：14隻）	同上
同上	別記1の20	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：6隻）	別記4
同上	別記1の21	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：8隻）	同上
同上	別記1の22	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：6隻）	定めなし
同上	別記1の23	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：10隻）	同上
同上	別記1の24	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：16隻）	同上
	別記1の25	5月20日から11月30日まで				
同上	別記1の26	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：92隻）	同上
同上	別記1の27	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：6隻）	同上
同上	別記1の28	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：4隻）	別記4
同上	別記1の29	10月1日から翌年5月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	定めなし

同上	別記1の30	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上
同上	別記1の31	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：4隻）	同上
同上	別記1の32	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 神戸市、明石市界から東播磨港伊保港灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域（鹿の瀬海面）
- 2 明石市二見町から姫路市の形町・木場界と姫路市上島を結んだ線に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域（鹿の瀬海面）
- 3 東播磨港別府西防波堤灯台より鹿ノ瀬西方灯浮標を見通した線、姫路市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ線及び同市男鹿島東端より180度の線の3線と海岸によって囲まれた区域
- 4 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面
- 5 洲本市洲本港北防波堤東端から同市小路谷・由良町内田界までの海面
- 6 洲本市洲本港北防波堤から洲本市安乎町平安浦、淡路市里界に至る海面
- 7 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面
- 8 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権の区域（鹿の瀬海面）
- 9 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面
- 10 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面
- 11 南あわじ市門崎南横瀬と鳴門市中瀬灯標中心点を結んだ線以南、及び南あわじ市小浦の鼻と潮崎見通し線以西の兵庫県海面
- 12 南あわじ市潮崎と鳴門市大磯崎を結んだ線から、洲本市畑田川に至る兵庫県海面
- 13 神戸市、明石市界から東播磨港伊保港灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面
- 14 神戸市、明石市界から東播磨港別府東防波堤灯台までの海面
- 15 明石市大久保町谷八木川尻から高砂市荒井町までの海面
- 16 東播磨港伊保港灯台より姫路市上島を見通した線から同市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ直線までの地先海面
- 17 姫路市家島町地先海面
- 18 たつの市御津町地先海面
- 19 相生市及び赤穂市坂越地先海面
- 20 洲本市洲本港北防波堤から洲本市、淡路市界に至る間に設定されている共同漁業権の区域（共第104号の区域）
- 21 共第105号共同漁業権の区域
- 22 淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面
- 23 淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面
- 24 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面
- 25 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島墓浦大石に至る地先海面
- 26 淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面
- 27 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面
- 28 共第134号共同漁業権の区域

- 29 南あわじ市小浦の鼻から同市潮崎を見通す線以西の兵庫県海面
- 30 南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面
- 31 南あわじ市潮崎から洲本市畑田までの地先海面
- 32 洲本市、南あわじ市界から同市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づき算出した馬力数をいう。

別記3 船舶の総トン数

5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数

別記4 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の6

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
荒目巾着網漁業	別記1の1	4月1日から12月31日まで	別記2	別記3の1	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：4隻）	別記4
				別記3の2	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	
いわし揚繰網漁業	別記1の2	7月1日から翌年3月31日まで	同上	別記3の1	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：6隻）	定めなし
				別記3の2	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	
同上	同上	5月20日から12月31日まで	同上	別記3の1	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上

				別記3の2	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	
--	--	--	--	-------	-----------------------------	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 洲本市先山頂上と姫路市上島灯台を結んだ線以西の兵庫県海面
- 2 姫路市から赤穂市に至る海面

別記2 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)75馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数

別記3 船舶の総トン数

- 1 5トン以上15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
- 2 15トン以上20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数

別記4 漁業を営む者の資格

中型まき網漁業(漁業種類:いわし揚繰網漁業、漁業時期:7月1日から翌年3月31日まで)の許可を有し、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者



兵庫県告示第1257号の7

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第4号に掲げる小型まき網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いわし巾着網漁業	明石市大久保町から姫路市木場までの海面	7月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし



兵庫県告示第1257号の8

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さわら、たいはなつぎ網漁業	別記1の1	4月1日から12月31日まで	別記2	別記3	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	定めなし
さわらはなつぎ網漁業	別記1の2	5月6日から7月5日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:52隻)	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 カンタマ灯浮標と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線及びその延長線以北の海面であって明石市大久保町谷八木川尻右岸とカンタマ灯浮標を結ぶ線から姫路市木場港口と姫路市上島を結ぶ線及び上島から180度の線までの海面。ただし、上島周辺に設定された共同漁業権(共第68号)の区域を除く。
- 2 姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台(北緯34度41.53分、東経134度53.19分)を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面

別記2 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)35馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数

別記3 船舶の総トン数

10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数



兵庫県告示第1257号の9

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たい、はまち五智網漁業	別記の1	たい 4月1日から12月31日まで はまち 9月15日から11月20日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:61隻)	定めなし
同上	別記の2	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:54隻)	同上

同上	別記の3	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:16隻)	同上
同上	別記の4	たい周年 はまち 9月10日から 11月20日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:34隻)	同上
同上	別記の5	4月1日から 7月31日まで 及び9月1日 から12月31日 まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:3隻)	同上
たい、あじ 五智網漁業	別記の6	3月1日から 11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:40隻)	同上
たい、あじ、 かます五智 網漁業	別記の7	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:10隻)	同上
あじ五智網 漁業	別記の8	6月1日から 12月31日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:4隻)	同上
同上	別記の4	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:5隻)	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 操業区域

- 1 明石市地先海面及び共同漁業権共第24号漁業権漁場(鹿ノ瀬)
- 2 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面
- 3 淡路市岩屋地先海面
- 4 淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域(鹿の瀬漁場)
- 5 南あわじ市福良門崎から同市潮崎に至る海面
- 6 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面
- 7 南あわじ市松帆慶野から同市門崎北端に至る海面。ただし、距岸500メートル以内の海面
- 8 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共同漁業権共第24号漁業権漁場(鹿ノ瀬)



兵庫県告示第1257号の10

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
八田網漁業	別記1の1	7月1日から翌年4月30日まで	別記2	別記3の1	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	定めなし
同上	別記1の2	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	別記4
同上	別記1の3	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：26隻）	定めなし
かわはぎ網漁業	別記1の4	同上	同上	別記3の2	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：3隻）	定めなし
同上	別記1の5	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：3隻）	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 2 共第11号第1種共同漁業権漁場の区域
- 3 淡路市大磯から同市野島大石に至る海面
- 4 共第216号、共第223号及び共第225号の沖合海面及びかわはぎ網漁業を内容とする第2種共同漁業権の沖合において当該漁業権者から同意を得た海面。ただし、第2種共同漁業権内を除く。
- 5 共第225号と共第227号の沖合海面及びかわはぎ網漁業を内容とする第2種共同漁業権の沖合において当該漁業権者から同意を得た海面。ただし、第2種共同漁業権内を除く。

別記2 推進機関の馬力数

許可証に記載されている推進機関の馬力数

別記3 船舶の総トン数

- 1 許可証に記載されている船舶の総トン数
- 2 総トン数10トン未満の範囲で許可証に記載されている船舶の総トン数

別記4 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の11

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。
令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船 舶 の 総 ト ン 数	許可又は起業の認可をすべき 船舶等の数	漁 業 を 営 む 者 の資格
建網漁業	別記1の 1	周年	許可証 に記載 されて いる推 進機関 の馬力 数	許可証 に記載 されて いる船 舶の総 トン数	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:3隻)	定めなし
同上	別記1の 2	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:62隻)	同上
同上	別記1の 3	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:29隻)	同上
同上	別記1の 4	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:40隻)	同上
同上	別記1の 5	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:22隻)	同上
同上	別記1の 6	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:13隻)	同上
同上	別記1の 7	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:27隻)	同上
同上	別記1の 8	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:5隻)	同上
同上	別記1の 9	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:13隻)	同上
同上	別記1の 10	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:9隻)	同上
同上	別記1の 11	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:29隻)	同上
同上	別記1の 12	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:5隻)	同上
建廻網漁業	別記1の 13	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:61隻)	同上
同上	別記1の 14	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上
同上	別記1の 15	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:9隻)	同上
同上	別記1の 16	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上

同上	別記1の17	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:7隻)	同上
あかした刺網漁業	別記1の18	6月15日から8月15日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:26隻)	同上
かに刺網漁業	別記1の19	8月1日から10月31日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:1隻)	同上
同上	別記1の20	7月16日から10月15日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:38隻)	同上
さわら・はまち・あじ囲刺網漁業	別記1の21	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:1隻)	同上
さわら流網漁業	別記1の22	6月1日から10月31日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:3隻)	同上
同上	別記1の23	4月20日から11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:7隻)	同上
同上	別記1の24	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:47隻)	同上
ひら流網漁業	別記1の23	9月1日から11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:7隻)	同上
同上	別記1の24	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:26隻)	同上
同上	別記1の25	12月1日から同月31日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:14隻)	同上
きす流網漁業	別記1の26	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:9隻)	同上
同上	別記1の27	6月1日から11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:15隻)	同上
	別記1の28	周年				
同上	別記1の29	6月1日から11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:52隻)	同上
同上	別記1の30	5月11日から9月19日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤東南端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 3 次のA、ア、イ、ウ、Fの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
A 明石市古波止

- B 明石市谷八木川尻河口
C 鹿ノ瀬カンタマ灯浮標
D 淡路市江崎灯台
E 姫路上島
F 加古川市東播磨港別府西防波堤灯台
G 播磨灘北航路第10号灯浮標
ア BとCを結ぶ線とAとEを結ぶ線の交点
イ BとCを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
ウ FとGを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
- 4 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路上島を結ぶ線によって囲まれた区域
- 5 淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面
- 6 淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面
- 7 淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面
- 8 淡路市斗ノ内地先海面
- 9 淡路市育波地先海面
- 10 淡路市室津地先海面
- 11 淡路市室津港燈台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤燈台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面
- 12 南あわじ市松帆慶野から阿那賀までの地先海面
- 13 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面
- 14 淡路市尾崎から深草までの地先海面
- 15 洲本市五色町地先海面
- 16 南あわじ市阿那賀地先海面
- 17 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川尻に至る海面
- 18 淡路市鶴崎と大阪府岸和田市木材港北端を結んだ線から、洲本市三ツ川河口と大阪府泉南郡岬町深日港北端を結んだ線に至る兵庫県海面
- 19 明石市二見町から高砂市荒井町までの海面
- 20 次の点によって囲まれた海域
ア 播磨灘北航路第6号灯浮標
イ 播磨灘北航路第7号灯浮標
ウ 播磨灘北航路第8号灯浮標
エ 姫路八木港西防波堤灯台と姫路上島頂上の見通し線と、東播磨港高砂西防波堤灯台と播磨灘北航路第8号灯浮標の見通し線との交点
オ 姫路上島頂上
カ 播磨灘北航路第9号灯浮標
キ 姫路市加島南端
ク 姫路市小松島西端
- 21 明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。
- 22 神戸港第4突堤東南端より164度の線以西の神戸市地先海面。ただし、神戸港防波堤内及び神戸市須磨区鉢伏山展望台より180度の線以西の海面を除く。
- 23 姫路市家島町地先海面
- 24 淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面を除く。
ア 姫路上島
イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点
- 25 洲本市五色町海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

- ア 姫路市上島
- イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
- ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点
- 26 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面
- 27 淡路市江崎灯台と播磨灘航路6番灯浮標を結んだ線以南の海面であって淡路市江崎から同市野島大川までの海面
- 28 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面
- 29 次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - ア 淡路市江崎灯台
 - イ 播磨灘航路6番燈浮標
 - ウ 淡路市江井埼北端
 - エ 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標
 - オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点
 - カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点
- 30 共第108号共同漁業権の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の12

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン 数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を 営む者 の資格
ひき縄漁業	別記1の1	周年	許可証 に記載 されて いる推 進機関 の馬力 数	許可証 に記載 されて いる船 舶の総 トン数	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：1隻）	定めなし
同上	別記1の2	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：50隻）	同上
同上	別記1の3	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数：15隻）	同上

同上	別記1の4		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：84隻）	同上
同上	別記1の5		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：28隻）	同上
同上	別記1の6		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：61隻）	同上
同上	別記1の7		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：13隻）	同上
同上	別記1の8		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：31隻）	同上
同上	別記1の9		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：12隻）	同上
同上	別記1の10		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：47隻）	同上
同上	別記1の11		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：39隻）	同上
同上	別記1の12		5月1日から11月30日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：41隻）	同上
同上	別記1の13		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：12隻）	同上
同上	たちうお	別記1の14	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：65隻）	同上
	たちうお	別記1の15	6月1日から12月31日まで				
	その他	別記1の16	周年				
同上	別記1の17		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：57隻）	同上
同上	たちうお	別記1の18	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている	同上

	その他	別記1の19				船舶の隻数：16隻	
同上	別記1の20		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：67隻）	同上
同上	たちうお	別記1の21	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：10隻）	同上
	その他	別記1の22					
同上	別記1の23		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：7隻）	同上
同上	別記1の24		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：7隻）	同上
同上	別記1の25		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：79隻）	同上
同上	別記1の26		同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：61隻）	同上
たちうお ひき縄漁業	別記1の27		6月1日から 12月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：22隻）	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港内を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内を除く。
- 3 神戸市兵庫区和田岬から明石市二見町までの海面
- 4 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共同漁業権共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）
- 5 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）
- 6 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面
- 7 明石市から高砂市までの海面
- 8 明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）
- 9 明石市から播磨町までの海面
- 10 明石市から高砂市までの海面
- 11 播磨町から高砂市までの海面
- 12 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面
- 13 たつの市地先海面
- 14 洲本市由良町内田・小路谷界と大阪府阪南市男里川河口左岸を結んだ線から淡路市松帆までの兵庫県海面
- 15 15以外の洲本市地先海面（旧五色町海面を除く。）

- 16 洲本市地先海面（旧五色町海面を除く。）
- 17 洲本市から淡路市松帆に至る海面
- 18 洲本市から淡路市野島に至る海面
- 19 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面
- 20 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面
- 21 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面
- 22 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面
- 23 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面
- 24 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面及び紀伊水道における兵庫県海面
- 25 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面
- 26 紀伊水道における兵庫県海面
- 27 洲本市から淡路市松帆に至る海面（大阪湾）

別記2 漁業を営む者の資格

大阪湾漁業調整協議会により大阪湾漁業協定書に基づく入漁を認められている者



兵庫県告示第1257号の13

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
まだこ・いいだこつぼ漁業	別記1の1	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：20隻）	定めなし
同上	別記1の2	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：25隻）	同上
同上	別記1の3	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：31隻）	同上
同上	別記1の4	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：8隻）	同上
同上	別記1の5	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：5隻）	同上
たこつぼ漁業	別記1の6	3月1日から11月30日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：34隻）	同上

同上	別記1の7	5月1日から9月30日まで及び11月15日から翌年2月末日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上
同上	別記1の8	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：19隻）	同上
同上	別記1の9	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：29隻）	同上
同上	別記1の10	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：13隻）	同上
同上	別記1の11	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：6隻）	同上
同上	別記1の12	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：8隻）	同上
同上	別記1の13	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上
同上	別記1の14	5月1日から8月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：1隻）	別記2
同上	別記1の15	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 明石市地先海面
- 2 明石市林から明石市魚住町までの海面
- 3 明石市大久保町から姫路市的形町までの海面
- 4 明石市から姫路市的形までの海面
- 5 明石市二見町から高砂市荒井町までの海面
- 6 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面
- 7 姫路市家島町地先海面
- 8 淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面
- 9 淡路市室津港燈台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤燈台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面
- 10 南あわじ市松帆慶野から阿那賀に至る地先海面(旧西淡町地先海面)
- 11 南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面
- 12 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川までの地先海面

- 13 洲本市上灘から南あわじ市阿万に至る海面及び同市沼島地先海面
- 14 豊岡市地先海面
- 15 美方郡香美町地先海面

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域に含まれる漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の14

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第13号に掲げるまき餌釣り漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
まき餌釣り漁業	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1	4月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	定めなし
同上	操業区域の2	2月1日から12月31日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：10隻）	同上
同上	操業区域の3	周年	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：8隻）	同上
同上	操業区域の4	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：37隻）	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域

- 1 南あわじ市阿那賀地先海面
- 2 南あわじ市福良門崎から同市阿万潮崎に至る海面
- 3 洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線から南あわじ市潮崎に至る兵庫県海面
- 4 洲本市灘畑田川尻左岸から172度の線以西で、南あわじ市本庄川（通称：赤岸川）左岸と徳島県鳴門市大磯崎を結んだ線以南の兵庫県海面



兵庫県告示第1257号の15

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
なまこ潜水器漁業	操業区域（別記1の操業区域をいう。以下同じ。）の1	11月1日から翌年4月30日まで		許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：1隻）	別記2
なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業	操業区域の2	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：3隻）	同上
		うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				
同上	操業区域の3	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：2隻）	同上
		うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				
みるくい・たいらぎ潜水器漁業	操業区域の4	11月1日から翌年5月31日まで		同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：28隻）	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

別記1 操業区域

1 次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端

B Aから220度490メートルの点

ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界

イ アから159度1,000メートルの点

ウ Bから139度885メートルの点

エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点共第1号共同漁業権漁場の区域

2 共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端

B Aから220度490メートルの点

ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界

イ アから159度1,000メートルの点

- ウ Bから139度885メートルの点
- エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点
- 3 共第2号共同漁業権漁場の区域
- 4 明石市魚住町以東の明石市地先海面

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の16

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第15号に掲げる文鎮こぎ漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
文鎮こぎ漁業	別記1の1	12月1日から翌年3月31日まで	別記2	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：1隻）	定めなし
同上	別記1の2	同上	同上	同上	0隻（許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数：7隻）	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記1 操業区域

- 1 瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第3条に定める空釣こぎ漁業禁止解除海域のうち姫路市飾磨灯台と姫路市鞍掛島を結んだ線及びその延長線以東の海面
- 2 共第21号、22号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の17

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン 数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を 営む者 の資格
あなご・ばい・にか かご漁業	別記1の1	あなご 6月1日から 11月30日まで	別記2	別記3 の1	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:11隻)	定めな し
		ばい 4月1日から 11月30日まで				
		かに 周年				
いかかご漁業	別記1の2	4月15日から 7月10日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:4隻)	別記4 の1
同上	別記1の3	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:9隻)	同上
同上	別記1の4	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:15隻)	同上
	別記1の5	5月10日から 7月31日まで				
同上	別記1の6	4月15日から 7月10日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:16隻)	同上
同上	別記1の7	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:16隻)	定めな し
かさご・めばるかご 漁業	別記1の8	周年	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:82隻)	同上
あなごせん漁業	同上	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:60隻)	同上
うなぎ筒漁業	同上	4月1日から 11月30日まで	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:11隻)	同上
あなごもんどり 漁業	別記1の9	6月1日から 11月30日まで	同上	別記3 の2	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:1隻)	別記4 の1
同上	別記1の10	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業 の認可を受けている 船舶の隻数:1隻)	同上

雑魚かご漁業	別記1の11	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:1隻)	同上
同上	別記1の9	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:1隻)	同上
同上	別記1の10	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:5隻)	同上
同上	別記1の12	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:6隻)	同上
べにずわいがにかご漁業	別記1の13	9月1日から翌年6月30日まで	同上	別記3の3	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:8隻)	定めなし
べにずわいがにかご(暫定水域特別調査)漁業	別記1の14	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:8隻)	別記4の2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内の区域を除く。
- 2 次の線A、B、Cと明石市船上下水処理場排水口中央から谷八木川尻河口に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - A 明石市船上下水処理場排水口中央から真方位184度の線
 - B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線
 - C 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線
- 3 次の線A、B、Cと明石市谷八木川尻河口から明石市魚住町・二見町東二見界に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - A 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線
 - B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線
 - C 明石市魚住町・二見町東二見界から真方位196度の線
- 4 明石市二見町から姫路市大塩町までの海面
- 5 共第24号共同漁業権漁場(鹿ノ瀬)の区域
- 6 共第19号及び共第20号共同漁業権漁場の区域
- 7 高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - A 姫路市大塩町天川尻右岸導流堤(通称十三段波止)基部
 - B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角
 - ア Aから207度2,000メートルの点
 - イ Bから203度30分1,400メートルの点
- 8 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面
- 9 豊岡市竹野町地先海面
- 10 美方郡香美町地先海面
- 11 豊岡市(竹野町を除く。)地先海面

- 12 美方郡新温泉町地先海面
- 13 北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面
- 14 北緯37度30分10秒以南、北緯36度56.2分以北、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面

別記2 推進機関の馬力数

許可証に記載されている推進機関の馬力数

別記3 船舶の総トン数

- 1 許可証に記載されている船舶の総トン数
- 2 5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
- 3 20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数

別記4 漁業を営む者の資格

- 1 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
- 2 兵庫県知事からべにずわいがにかご漁業の許可を受けている者のうち、べにずわいがに暫定水域特別調査事業実施要領第5に定める調査計画に掲載されている者



兵庫県告示第1257号の18

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第18号に掲げる小型定置網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ます網漁業	別記	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	0人（許可又は起業の認可を受けている漁業者の数：1人）	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域

基点1より204度50メートルの線から基点2より204度50メートルの線に至る間の海面及び基点3より125度100メートルの線から基点4より125度100メートルの線に至る間の海面

- 基点1 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ500メートルの点
- 基点2 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ1,000メートルの点
- 基点3 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ110メートルの点
- 基点4 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ530メートルの点



兵庫県告示第1257号の19

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第19号に掲げる地びき網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
地びき網漁業	操業区域(別記1の操業区域をいう。以下同じ。)の1	4月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	別記2
同上	操業区域の2	同上	同上	同上	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:2隻)	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 共第113号共同漁業権漁場のうち、距岸200メートルまでの海面(淡路市岩屋地先海面)
- 共第134号共同漁業権漁場のうち、距岸200メートルまでの海面(南あわじ市阿那賀地先海面)

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の20

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第9号に掲げる棒受網漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。
令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型棒受網漁業	兵庫県日本海海面	4月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:5隻)	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 漁業を営む者の資格

操業区域に含まれる漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第1257号の21

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業につき、兵庫県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。
令和2年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	別記1の1	許可証に記載されている操業期間	許可証に記載されている推進機関の馬力数	別記2の1	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:25隻)	別記3の1
同上	別記1の2	同上	同上	別記2の2	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:3隻)	同上
同上	別記1の1	同上	同上	別記2の3	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:5隻)	別記3の2
同上	別記1の2	同上	同上	別記2の2	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:13隻)	同上
同上	別記1の3	同上	同上	別記2の4	0隻(許可又は起業の認可を受けている船舶の隻数:33隻)	別記3の3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 農林水産省令によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 船舶の総トン数

- 1 5トン以上10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
- 2 10トン以上30トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
- 3 10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
- 4 5トン以上30トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 兵庫県内に住所を有する者
- 2 京都府、鳥取県又は島根県内に住所を有する者
- 3 兵庫県、京都府、鳥取県及び島根県以外に住所を有する者